

災害復旧・復興工事における 作業者の健康管理支援研修会

「令和6年能登半島地震の復旧・復興工事での
災害発生状況とご注意いただきたい事項」
説明資料

穴水労働基準監督署 監督・安衛課長 新元真之

石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進**と**社会的に評価される環境の整備**を図っていく
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○8つの重点対策

目標 死亡災害：第13次防期間中の合計値の15%以上減少
死傷災害：第13次防期間中の最小値の5%以上減少

②労働者の作業行動に
起因する労働災害
防止対策の推進

①自発的に安全衛生対
策に取り組むための
意識啓発

③高年齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

④多様な働き方への対
応や外国人労働者等
の労働災害防止対策
の推進

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

⑥業種別の労働災害防
止対策の推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

⑤個人事業者等に対す
る安全衛生対策の
推進

⑦労働者の健康確保
対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

⑧化学物質等による
健康障害防止対策の
推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

建設業関連の主なアウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50％以上とする。	・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに５％以上減少させる。平均休業見込日数を2027年までに30日以下。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50％以上とする。	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50％以上とする。	・外国人労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに５％以上減少させる。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進	
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85％以上とする。	・建設業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5％以上減少させる。
(オ) 労働者の健康確保対策の推進	
・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70％以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15％以上とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに５％以下とする。
・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80％以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50％以上とする。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50％未満とする。
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80％以上とする。	（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・労働安全衛生法第57条及び第57条の２に基づくラベル表示・ＳＤＳの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、ＳＤＳの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80％以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の３に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80％以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80％以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの５年間で比較して、2023年から2027年までの５年間で、５％以上減少させる。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる熱中症による療養者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

「石川県内における労働災害の動向」①

石川県における労働災害の推移

◆ **労働災害**（休業4日以上、コロナウイルス感染症を除く）の発生状況の推移は、減少に転じる年もあるものの増加傾向となっている。

◆ 労働災害によって**死亡した労働者**の人数は、**令和5年**に昭和48年以降の**統計上最少の6人**を記録したものの以降は倍増となっている。

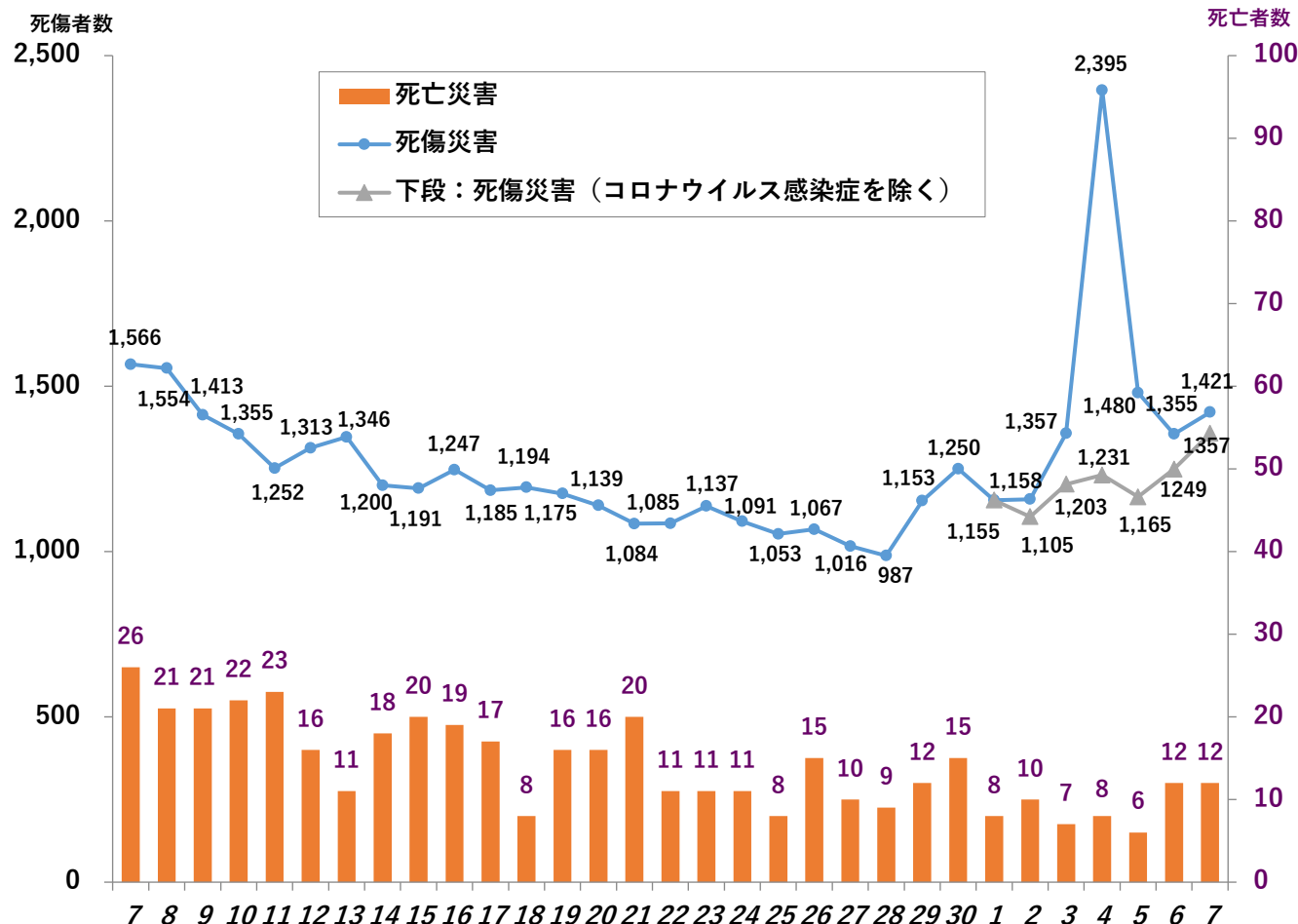
＜業種別＞「建設業」3人、「運輸交通業」3人、「製造業」2人、「商業」2人、「接客娯楽業」1人、「その他の事業」1人

＜事故の型別＞

「交通事故」5人、「墜落・転落」2人、「はさまれ・巻き込まれ」2人、「崩壊・倒壊」1人、「火災」1人、「有害物等との接触」1人

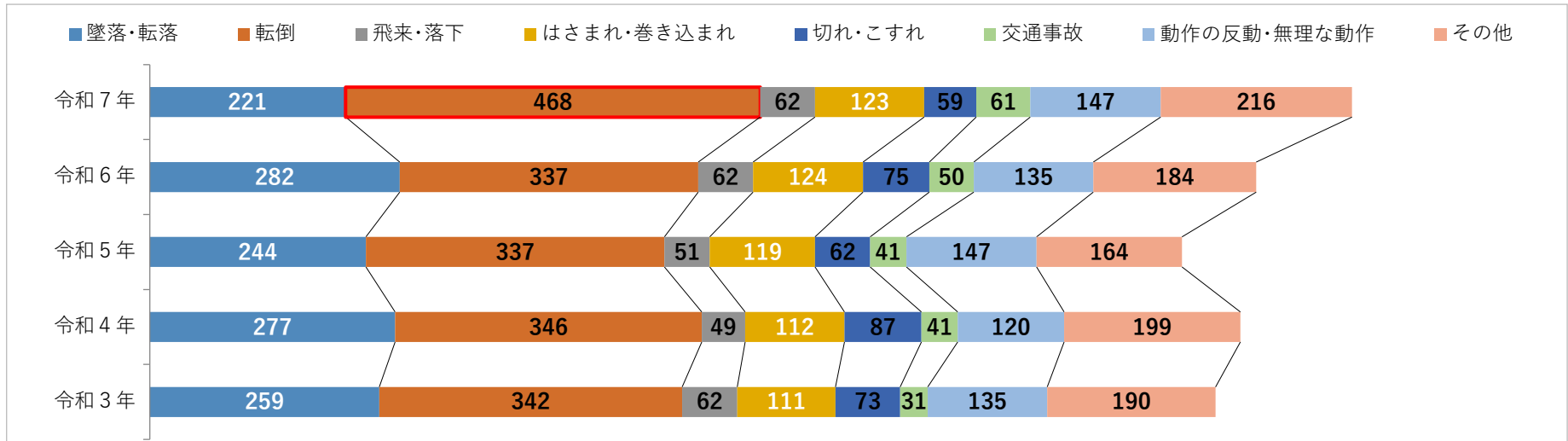
【石川労働局HP】

「労働災害発生状況」

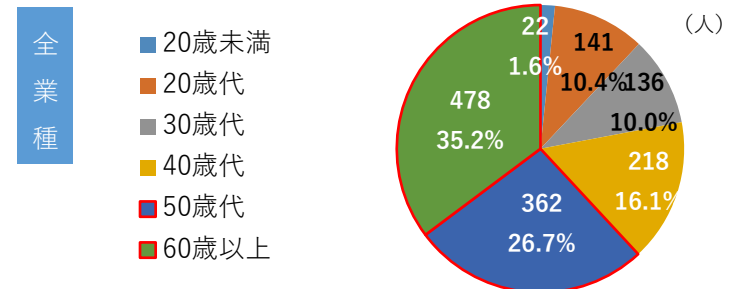


「石川県内における労働災害の動向」②

事故の型別（コロナウイルス感染症を除く）では、通路、作業床等における「転倒」災害の死傷者数が468人(全体に占める比率34.5%)と最も多く、次いで高所や階段等からの「墜落・転落」災害が221人(同16.3%)、「動作の反動・無理な動作」が147人(同10.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」が123人(9.1%)となった。



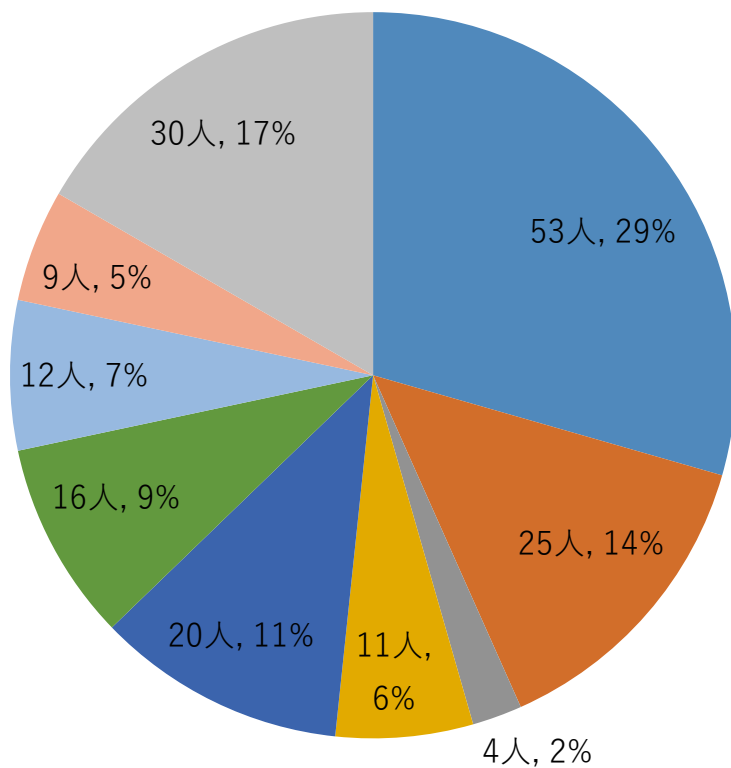
「50歳代」、「60歳以上」の死傷者数は合計840人となり、全体の61.9%を占め、依然、過半数を超えている。50歳以上の死傷者数の占める割合は、旅館業で93.9%、運輸交通業で67.6%、社会福祉施設で59.8%小売業で、76.5%を占め、特定の業種で高齢労働者の災害発生率が高くなっている。50歳以上の労働者が転倒災害に占める割合は最多の81.2%となっている。



石川県内の建設業の労働災害発生状況

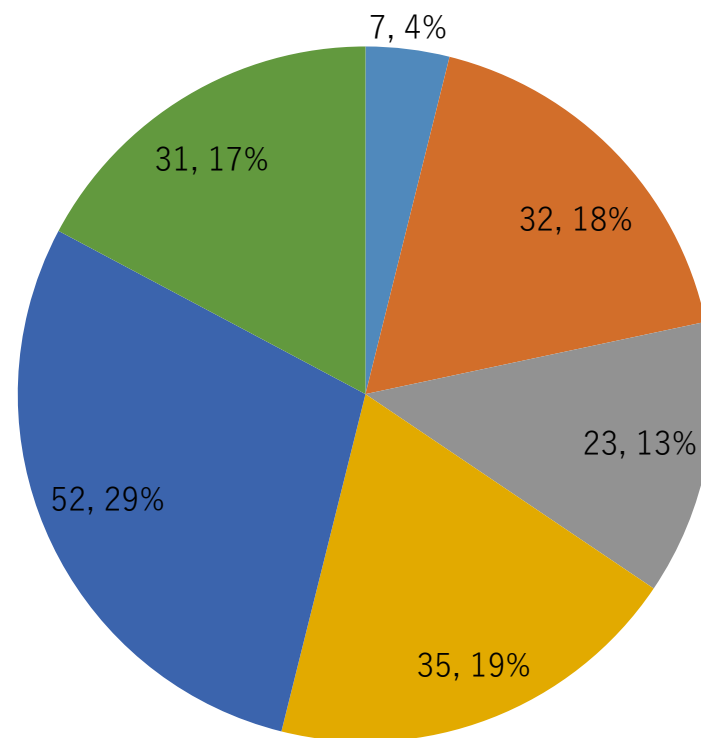
事故の型別の状況

- 墜落、転落
- 転倒
- 激突
- 飛来、落下
- 激突され
- はさまれ、巻き込まれ
- 切れ、こすれ
- 交通事故（道路）
- その他



年齢別の状況

- 20歳未満
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳以上



【参考統計】 能登半島地震 復旧等工事の労働災害 件数(月別・累計)の推移 (建設業全体の災害のうち地震関連工事の内訳)

発災直後

ライフライン復旧工事や仮設住宅新築工事等
における災害発生により増加した

発災3か月後以降 (家屋解体 (公費) 本格化)

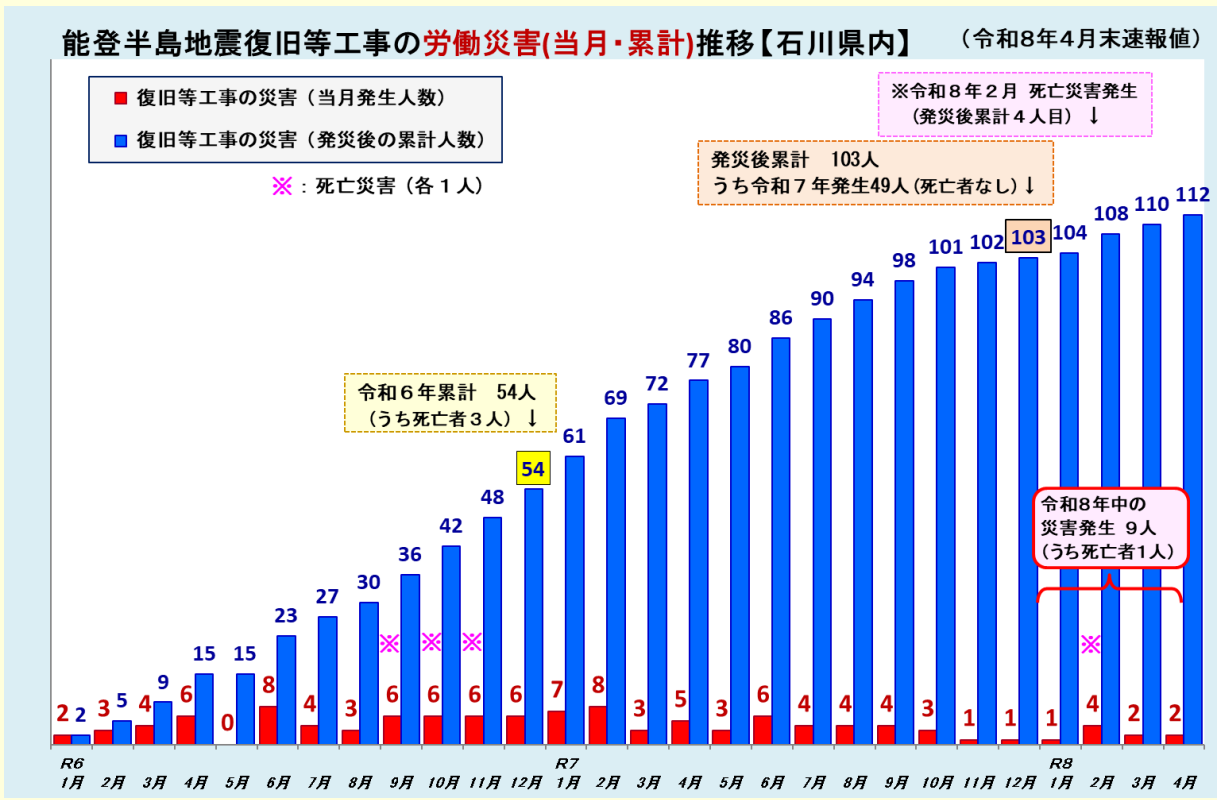
令和6年4月以降復旧等工事の増加に伴い
災害がさらに増加
県内の建設業における災害に占める割合は
全体の約3割

発災1年10か月以降 (家屋解体 (公費) 減少)

令和7年10月以降
家屋解体の施工減少に伴い復旧等工事に係る
災害も減少傾向へ
(令和7年12月一般申請公費解体完了)

発災2年後以降 (別管理物件の解体)

令和8年1月以降
解体に時間を要する大規模建物の施工が開始



- ◆ 復旧等工事のうち解体工事における災害人数の内訳 (年別及び半期別)
 - ・ 令和6年 : 34人 【 上期(1～6月) : 4人 → 下期(7～12月) : 30人 】
 - ・ 令和7年 : 38人 【 上期(1～6月) : 25人 → 下期(7～12月) : 13人 】

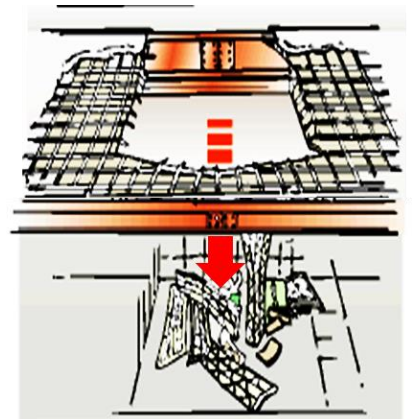
- ◆ 令和6年9月～11月に3か月連続で死亡災害が発生 その後、14か月連続で死亡災害は発生していない
令和8年2月に死亡災害が発生した (発災後の累計 4件目)

- ◆ 今後、大規模建物の解体及び本格的な復旧・復興工事の増加に伴う災害の増加が懸念される

「令和6年能登半島地震」復旧工事における死亡災害事例

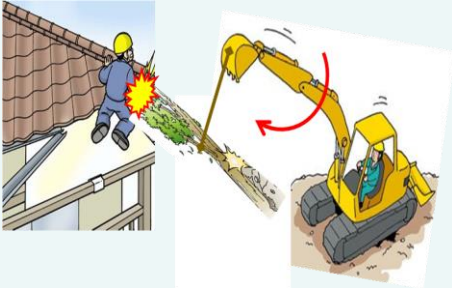
発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年9月	死亡	トンネル建設工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	50代	崩壊、倒壊	地山、岩石	トンネル復旧工事において、「令和6年奥能登豪雨」により、トンネル周囲の地山が崩落する土砂崩れが発生し、被災者が行方不明となった。翌日の捜索により、倒れたトラックの下敷きになっている状態で発見され、死亡を確認。 ▶ 地震・大雨等の影響による地山の緩み等の可能性も考慮し、作業計画策定 ▶ 地山崩壊・土石落下のおそれのある場合、土止支保工、防網、浮石除去、立入禁止等 ▶ 地山の点検者指名、監視者配置等、点検頻度を高め、異常の早期発見に努める ▶ 強風、大雨、大雪による危険が予想される場合は作業中止 
令和6年10月	死亡	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	70代	墜落、転落	トラック	木造家屋の解体作業現場において、道具を取り出すため、廃棄物運搬用のトラックの運転席後部と荷台の間の構台に乗ったところ、体勢を崩して荷台内側に墜落し、荷台内にあった屋根瓦に側頭部が激突し死亡した。 ▶ 安全な作業床（幅、奥行等）の確保（不安全な場所には乗らない） ▶ 高さ2mの墜落危険のある場所では、墜落制止用器具（安全帯）の使用 ▶ トラックの荷台上及び周辺で墜落・転落のおそれのある場所で作業する場合は保護帽を使用（最大積載量2t以上は着用義務） 

「令和6年能登半島地震」復旧工事における死亡災害事例

発 生 年 月	休 業 等	業 種	年 齢	事故の型	起因物	発 生 状 況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年 11月	死亡	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	70代	はさまれ、 巻き込まれ	解体用 機械	木造家屋の解体作業現場において、廃材を入れたフレコンバッグを、解体用つかみ機で吊って移動させようとして、つかみ機の爪にフレコンバッグの紐を掛けていた作業員が、頭部をつかみ機に挟まれ死亡した。 ▶ 原則として機械の用途外使用禁止 (荷の吊り上げは移動式クレーン又はクレーン機能付バックホウ等を使用) ▶ 物体の飛来・激突等の危険のおそれのある範囲は立入禁止(誘導者も立入禁止) ▶ 安全な作業計画(作業方法等)の策定及び適切な資格者・誘導者等の配置 
令和8年 2月	死亡	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	50代	飛来、落下	建築物、 構造物	学校の解体工事現場において、校舎内にある軽量鉄骨製の間仕切り壁を解体する作業中、作業の振動で、天井部に残っていた石膏ボードが、下地材から外れて落下し、頭部に激突して死亡した。 ▶ 物体が飛来・落下するおそれのある作業範囲は原則として立入禁止 ▶ 飛来・落下危険のおそれのある場所で作業を行う場合は、対象物の除去又は囲い、覆い、防網等の設置 ▶ 安全な作業手順・方法の策定・周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 

【参考事例】

「令和6年奥能登豪雨」の復旧工事における死亡災害事例

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年9月	死亡	（奥能登豪雨復旧工事関連） 道路建設工事業	70代	激突され	掘削用機械	「令和6年奥能登豪雨」後の道路復旧工事で、民家屋上の倒木の撤去作業のため、ドラグ・ショベル（バックホウ）で吊られた倒木を被災者が枝払いしていた際、墜落しそうになったため、運転者がショベルを動かし、バケットで支えて助けようとしたところ、当該倒木が被災者に激突し死亡した。 ▶ 屋根上作業時は、原則として足場・手すり等の墜落防止措置 ▶ 足場等設置困難な場合、墜落制止用器具（安全帯）使用 ▶ 原則として機械の用途外使用禁止（移動式クレーン又はクレーン仕様バックホウ等を使用） 

【付録】令和6年奥能登豪雨に学ぶ！ 悪天候等の影響による労働災害防止対策等について



被災地における悪天候時等の労働災害防止対策の徹底

「令和6年能登半島地震」の被災地域では、復旧工事等における悪天候時の災害発生のリスクがより高まっていることに留意する必要があります。

悪天候時における作業は重大な災害につながるおそれが高く、特に地震の被災地域においては、地震の影響による地盤の緩み、亀裂等による地山崩壊のリスク並びに護岸、堤防等の損壊及びがれき、倒木等の流出による河川氾濫のリスク等が高まっていることも想定されることから、悪天候等の影響による労働災害防止の一層の徹底が求められています。

悪天候時の災害防止対策や作業中止、作業再開時の点検等を徹底すること及び緊急時における関係労働者・請負人等（個人事業主、搬入業者、警備員等を含む）に対する緊急連絡体制、避難方法等の確認や危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を改めて実施し、その結果に基づいた災害防止措置を講じた上で作業を行うようお願いします。

より詳細な労働災害の状況について

石川労働局HPでは、今回の研修で取り上げた死亡災害などの事案の他、令和6年能登半島地震に対する復旧・復興で生じた労働災害の詳細と、必要な安全対策について、分かりやすい資料で紹介しています。

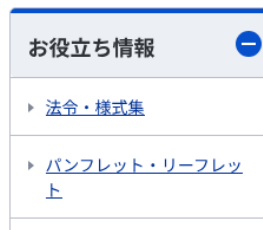


[石川労働局](#) > ●令和6年能登半島地震関連情報（石川労働局からのお知らせ）

●令和6年能登半島地震関連情報（石川労働局からのお知らせ）

・ [石川県能登地方を震源とする地震について（厚生労働本省HP）](#)

被災にかかるご相談は、引き続き、総合労働相談コーナーや県内の監督署、ハローワークで随時受け付けております。



・ [建設業における労災死亡事故の多発を受け、建設関係災害防止団体等に対して、労働災害防止対策の一層の徹底を緊急要請しました（12/4付け）](#)

・ 「令和6年能登半島地震 復旧・復興工事 STOP!労働災害2025」リーフレット【石川労働局】 **NEW!**

・ 「令和6年能登半島地震 復旧・復興工事の災害事例と安全対策のポイント」（令和8年3月末）【石川労働局】 **NEW!**

NI

・ [復旧・復興工事で労働災害が発生したらこちらへ](#)

（労働者及び事業主の方へ（共通））

▶ [労働条件相談ホットライン](#)

▶ [外国人労働者向け相談ダイヤル](#)

▶ [労災保険相談ダイヤル](#)

▶ [こころの耳](#)

災害の実例
から学ぶ！



「令和6年能登半島地震」復旧・復興工事等 における労働災害事例と安全対策のポイント

【令和8年6月末現在】



【石川労働局HP】

トップページ



【石川労働局HP】

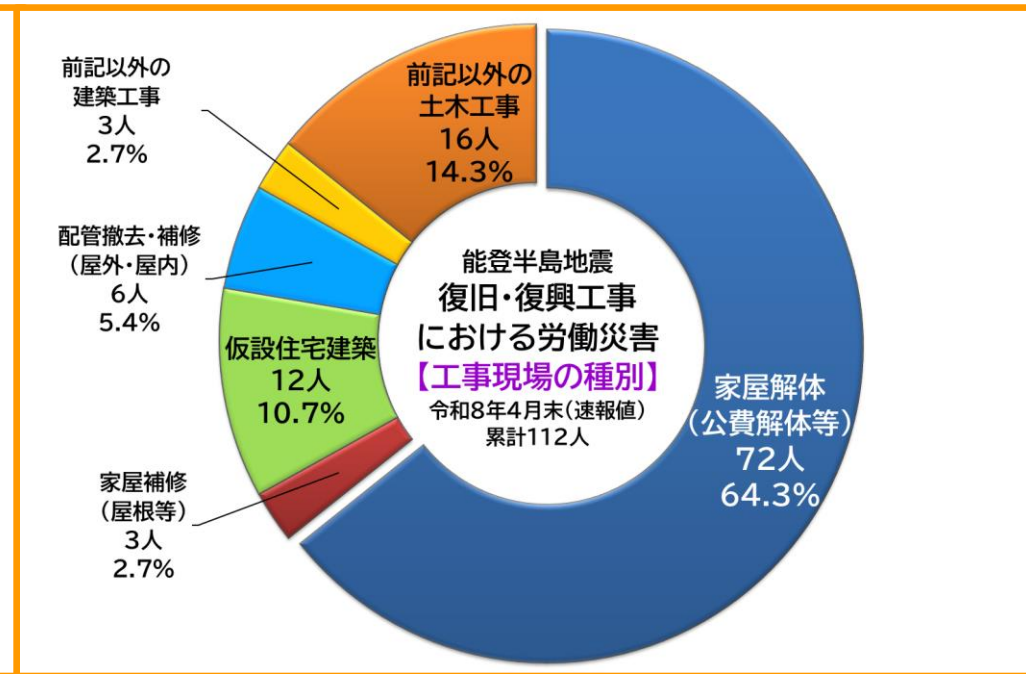
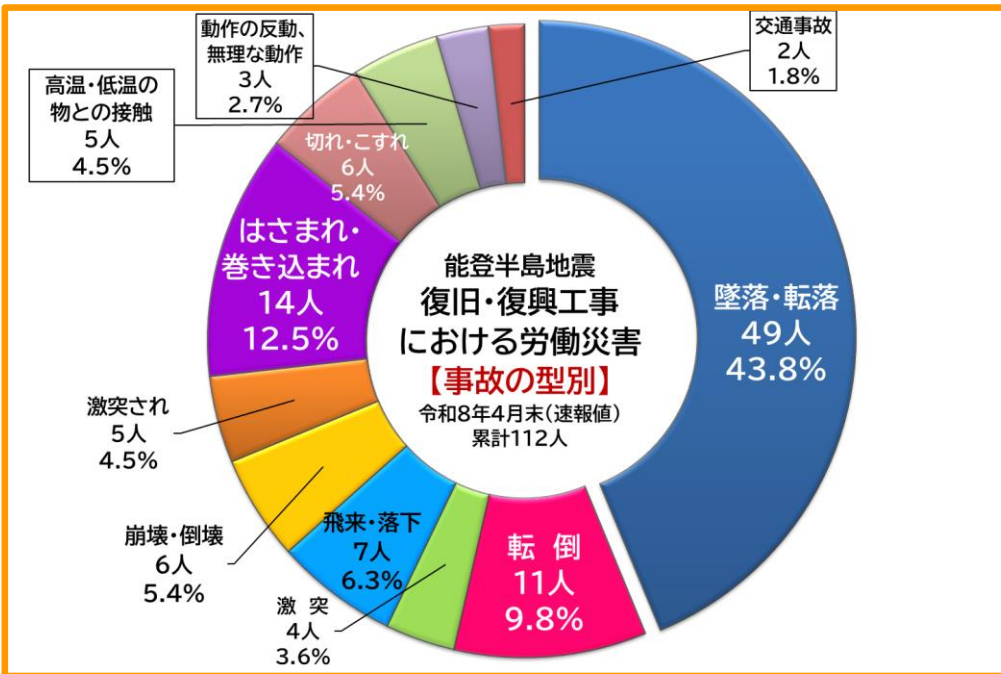
「令和6年能登半島地震」

関連情報ページ

石川労働局

労働基準部 健康安全課

【参考統計】 能登半島地震 復旧工事の労働災害 の内訳（「事故の型別」内訳及び「工事現場の種別」の内訳）



◆ 墜落・転落災害が最も多い（43.8%）

屋根の端・梁からの墜落、脚立・はしごからの転落、トラック・ダンプの荷台からの転落等が多い

◆ はさまれ、巻き込まれ災害が2番目に多く（12.5%）

建設機械に挟まれる事案 及び 敷鉄板に足を挟まれる事案等が複数発生

◆ 転倒災害が3番目に多く（10.1%）

廃材等の運搬作業中の転倒が複数発生

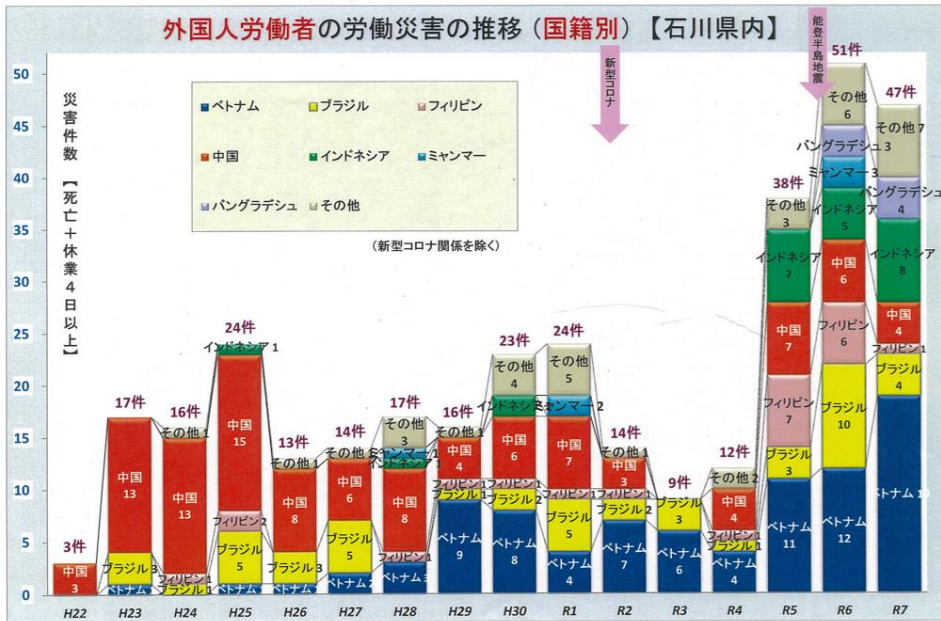
◆ 家屋解体（公費解体等）工事の災害が最も多く、本格化に伴い災害も増加し、ピークの令和7年3月以降、全体の6割超え（公費解体の完了令和7年12月）

今後、別管理建物（大規模解体等）の解体が進められる

◆ 仮設住宅建築工事 及び 家屋公費解体工事が一段落 道路・河川・山林の本復旧工事が施工され、災害も相対的に増加傾向

「石川県内における外国人の労働災害の状況」

外国人労働者の労働災害の推移（国籍別）【石川県内】



◇令和6年と令和7年は死亡災害が1件ずつ発生。

◇令和7年の国籍別の被災者人数ではベトナム籍が19人と最多で次いでインドネシア籍が8人、就労資格別には技能実習生が24人と最多となっている。

◇事故の型別では、挟まれ・巻き込まれが11件（23.4%）、切れ・こすれが10件（21.3%）、墜落・転落が6件（12.8%）などの順となっている。

◇年代別には、20歳代が28人（59.6%）、40歳代が9人（19.1%）、30歳代が6人（12.8%）などの順になっている。

【令和7年に発生した死亡災害の発生状況】

木造2階建て建物の増築工事現場において、被災者が污水管を通すため既設石膏ボードに電動ドリルで直径100mmの穴を開けた際、既設酸素導管に誤って穴をあけてしまい、その際に発生した火花が断熱材に引火した。

火は既存建屋に燃え移り、被災者は退避できずに死亡したものの。

「穴水署管内における外国人の労働災害の状況」

◇令和7年中の建設業における休業1日以上の労働災害、合計48件のうち、外国人労働者に係る労働災害は10件。

◇外国人労働者の国籍は、ベトナム・インドネシア・ラオスなど東南アジアのほか、スリランカ・パキスタン・バングラデシュなど様々。

◇解体工事現場における労働災害が多く、墜落制止用器具未使用による屋根からの墜落、解体中のブロック塀の下敷きになったもののほか、夏季作業中に多数の蜂に襲われ屋根から墜落した事例を含む。

【外国人雇用啓発月間の取組】

厚生労働省では例年6月を「外国人雇用啓発月間」として定め、広く適正な外国人雇用についての啓発活動を積極的に行っています。

外国人に対する安全衛生教育資料として多言語資料を作成していますので、外国人労働者の母国語による教育など、内容の習熟にご活用ください。

外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiroyo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



例）転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例）安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例）講習用「ワーポイント（フォークリフト運転）」：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイント (化学物質関係、特定機械等関係、ガイドラインの指針化関係などを除く)

I 個人事業者等の安全衛生対策の推進

2026(R8).4.1施行

1. 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

(特定)元方事業者(※1)が混在作業場所(※2)で、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等(※3)を含む作業従事者に拡大する。

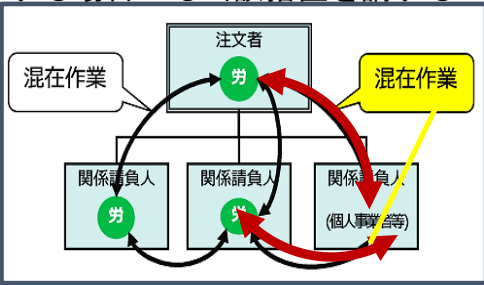
※1 対象業種：建設業、製造業、造船業

※2 混在作業場所：個人事業者等が労働者となが作業する同一の場所

※3 個人事業者（法人・個人を問わず事業を行う者で、労働者を使用しないもの）のほか、中小事業者の代表者又は役員も対象

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者等に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとする。

「混在作業場所」における
作業間の連絡調整



2. 業務上災害報告制度

2027 (R9) 1.1 施行

特定注文者等(※)が休業4日以上の個人事業者等の死傷災害を所轄労基署へ報告

そのほか、特定注文者等に報告した個人事業者等への不利益取扱いの禁止規定なども整備

※個人事業者が行う仕事の注文者で災害発生場所で業務を行っている者のうち、直近上位のもの。

(特定注文者不在の場合は災害発生場所管理事業者)

3. 個人事業者等自身が講ずべき措置

2027 (R9) 4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者との同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付ける。

4. 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

2027 (R9) 4.1 施行

「作業場所管理事業者」(※)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることを義務付ける。

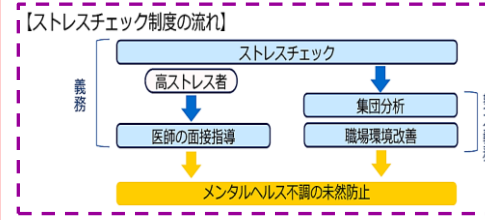
(※) 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの

II 職場のメンタルヘルス対策の推進

2028 (R10) 4.1 施行

労働者50人以上の事業場に義務付けていたストレスチェックを規模に関係なく全ての事業場に義務化する。

その他詳細はこちらから



法改正に係る広報資料

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができますこととしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



「高年齢者の労働災害防止のための指針」

(エイジフレンドリー指針) (2026(R8).2.10付け公示)

【厚生労働省HP】

「高年齢者の労働災害防止のための指針」



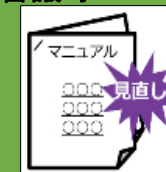
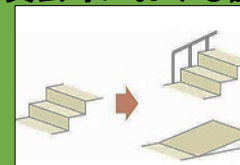
2026(R8).4.1施行

高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。また、国において事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、事業者は、指針に基づいた取組を行う。



取組事項等

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ◆ 経営トップによる方針表明と体制整備
 - ◆ 安全衛生委員会等における調査審議等
 - ◆ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- ② 職場環境の改善
 - ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）
 - ◆ 高年齢者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）
- ③ 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - ◆ 健康状況の把握
 - ◆ 体力の状況の把握
 - ◆ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
- ④ 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - ◆ 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた対応
 - ◆ 高年齢者の状況に応じた業務の提供
 - ◆ 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ⑤ 安全衛生教育
 - ◆ 高年齢者に対する教育
 - ◆ 管理監督者等に対する教育



令和8年度 エイジフレンドリー補助金

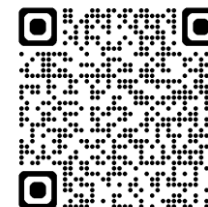
専門家を活用したリスクアセスメントの実施が前提

令和8年5月20日募集開始

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

「エイジフレンドリー補助金事務センター」のサイトはこちら

	専門家総合対策コース 【既存(統合)・拡充】	熱中症対策コース 【新設】	コラボヘルスコース 【既存】
補助対象	● 専門家によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用 ● リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施に要する費用 (滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入、労働者の身体機能の維持向上のための支援等)	熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用
補助率	4/5 (専門家によるリスクアセスメント) 1/2 (リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施)	1/2	3/4
上限額	100万円	100万円	30万円



エイジフレンドリー指針に係る広報資料

事業者の皆さまへ エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

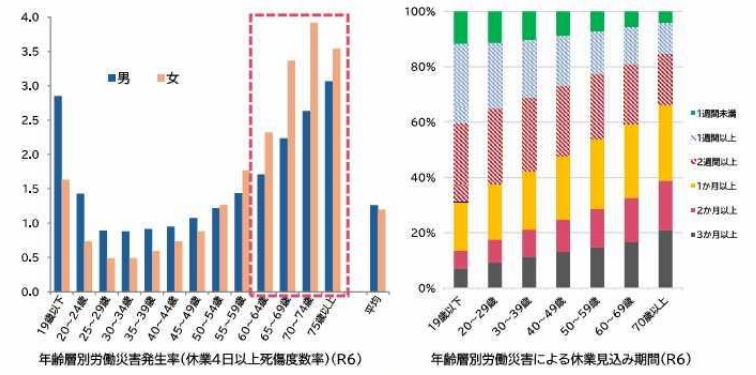
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください→

中小企業事業者の皆さまへ 令和8年度(2026年度)版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、**本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。**→



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)
ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)
【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階 A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施 【補助対象】 労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費 補助率：4/5 上限額：100万円 (B、Cの間接補助金額を含む) (消費税を除く) ※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。 第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までとなっております。 ご注意ください。 エイジフレンドリー	第2段階 B.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く) 【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高年齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること)。 補助率：1/2 上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む) (消費税を除く) 第2段階 C.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組 【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります)。 補助率：1/2 上限額：100万円(A、Bの間接補助金額を含む) (消費税を除く)
---	---

II 熱中症対策コース 【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】

【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・設備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース 【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】

【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費